

革新特許の取得 オーストラリアにて。

革新特許は、発明が先行技術の比較的小さな改良か変更、または関連製品の寿命が比較的短いときに、その新しい開発を保護する方法です。

標準特許がその権利者に最長20年間の独占権を付与するのに対し、革新特許は最長8年間の独占権を付与します。

この手段を使った特許保護を得るための最初の1歩は、発明を記述した明細書を含む改革特許の出願書を提出することです。明細書には、独占権を求めて記述した(最高5つまでの)特許クレームを含みます。最初に革新特許を出願した場合は、その出願日があなたの発明の優先日となります。特許出願の有効性は、独占権を求めて最初に特許保護を請求したかどうかにかかっているため、この優先日は非常に重要です。

可能な代替手段として、仮特許申請を作成して提出すれば、その提出日がその後出願する革新特許出願の優先日を確立します。ただし、仮特許の出願日から12ヶ月以内に革新特許出願を行わなければなりません。

革新特許出願がされると、特許庁は出願書類の方式審査を行い、その後特許権を付与します。この手続にはわずかに数週間しかかかりません。一旦権利が付与されると、出願書類と明細書が公開され、誰でも閲覧できるようになります。

革新特許権の付与は、その権利者に、他人または会社に対して特許侵害訴訟を起こす権利を提供するものではありません。特許権侵害訴訟を起こすことが可能であるためには、付与された革新特許権が、先行技術基準と比較して「革新性」を有しているかを審査する認証手続を受けなくてはなりません。

革新特許の重要な利点は、訴訟を成り立たせるに十分な保護が、認証を請求してから6ヶ月から12ヶ月の間の比較的短い期間内で得られる可能性があることです。

革新特許のもう1つの利点は、発明が従来技術の明確な改良である場合は特に、標準特許より防御が容易であることです。

革新性を含んでいると見なされるには、発明と先行技術基準の間の違いが、発明の実施に重要な貢献をしていなければなりません。特許権者またはその他の当事者は、革新特許の証明書を特許の存続期間内ならいつでも要求することができます。

オーストラリアでの革新特許の取得については当事務所の別の説明書(www.watermark.com.auで利用できます)をご参照ください。

メルボルン

T +613 9819 1664
F +613 9819 6010

シドニー

T +612 9888 6600
F +612 9888 7600

パース

T +618 9325 1900
F +618 9325 4463

E mail@watermark.com.au
www.watermark.com.au

革新特許

ウォーターマークの知的財産権に関する幅広いサービス内容を詳しく知りたい方は、mail@watermark.com.auにご連絡ください。

